

KSnet 回線サービス規約

第 1.0 版

2023 年 12 月 1 日

キング通信工業株式会社

目次

規約

第1章 総則	1
第1条 規約の適用	
第2条 規約の変更	
第3条 用語の定義	
第2章 通信サービスの種類等	2
第4条 回線種類	
第5条 本サービスの提供区域	
第6条 本サービスの利用期間	
第3章 契約	3
第7条 契約の成立	
第8条 契約内容の変更、追加	
第9条 譲渡の禁止	
第10条 販売の禁止	
第11条 契約者が行う契約の解除	
第12条 当社が行う契約の解除	
第13条 提供条件の変更等	
第14条 その他の提供条件	
第4章 SIMカードの貸与など	5
第15条 SIMカードの貸与	
第16条 組込みSIMカードの取扱	
第17条 契約者識別番号およびその他の情報の登録など	
第18条 SIMカードおよび組込みSIMカードの情報消去および返還	
第19条 SIMカード管理責任	
第5章 利用中止等	5
第20条 利用中止	
第21条 利用停止	
第22条 利用休止	
第6章 通信	6
第23条 通信	
第24条 電波伝搬条件による通信場所の制約	
第25条 相互接続に伴う通信	
第26条 通信の制限	
第27条 通信の利用を制限する措置	
第7章 料金	8
第28条 料金等	
第29条 事務手数料の支払義務	
第30条 月額費用の支払義務	
第31条 ユニバーサルサービス料の支払義務	
第32条 途中解約時違約金の支払義務	
第33条 料金の支払い	
第8章 遅延損害金	8
第34条 遅延損害金	
第9章 保守	9
第35条 契約者の維持責任	
第36条 契約者の切分責任	
第37条 修理又は復旧	

第 38 条 修理又は復旧の場合の措置	
第 10 章 損害賠償	10
第 38 条 責任の制限	
第 40 条 損害賠償請求	
第 41 条 免責	
第 11 章 雑則	11
第 42 条 承諾の限界	
第 43 条 利用に係る本サービス契約者の義務	
第 44 条 個人情報の取り扱い	
第 45 条 法令に規定する事項	
第 46 条 知的財産権の帰属	
第 47 条 終了後の効果	
第 48 条 準拠法	
第 49 条 合意管轄裁判所	
第 50 条 協議解決	
附則	12
別記	13
1 本サービスの提供区域	
2 契約者の地位の継承	
3 契約者の氏名等の変更	
4 端末設備に異常がある場合などの検査	
5 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査	
6 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等	
7 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	
8 端末設備の電波法に基づく検査	
9 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	
10 課金対象パケットの情報量の測定など	
11 当社又は特定事業者の機器の故障などにより通信料を正しく算定できなかった場合の取扱い	
12 端末設備の接続	
13 自営電気通信設備の接続	
14 契約者の禁止行為	

規約

第 1 章 総則

(規約の適用)

第 1 条 キング通信工業株式会社（以下「当社」という。）は、「KSnet 回線サービス」（以下「本サービス」という。）について、この規約（以下「本規約」といいます。）に基づき提供します。

(規約の変更)

第 2 条 当社は本規約を変更することができます。この場合、本サービスは変更後の規約によります。

- 2 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示し、またはユーザーに電子メールで通知します。
- 3 変更後の本規約の効力発生日以降にユーザーが本サービスを利用したときは、ユーザーは、本規約の変更に同意したものとみなします。

(用語の定義)

第 3 条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信回線	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
5 KSnet 回線サービス	特定事業者の LTE 通信サービス契約約款に基づき提供される電気通信回線設備を使用して行う当社の電気通信サービス
6 KSnet-MK	KDDI 株式会社 LTE 通信サービスを利用した KSnet 回線
7 KSnet-MS	ソフトバンク株式会社 4G 通信サービスを利用した KSnet 回線
8 KSnet 回線サービス契約	当社から KSnet 回線サービスの提供を受けるための契約
9 KSnet 回線サービス契約者	当社と KSnet 回線サービス契約を締結している者
10 料金月	1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）からの次の暦月の起算日の前日までの間
11 移動無線装置	KSnet 回線サービスの契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナおよび無線送受信装置。
12 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当

	社又は特定事業者の電気通信設備
13 契約者回線	KSnet 回線サービスの契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
14 SIM カード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって当社が KSnet 回線サービスの提供のために契約者に貸与するもの
15 端末機器	契約者回線の一端に接続される契約者又は LTE 特定接続契約者の電気通信設備
16 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
17 特定事業者	KDDI 株式会社/ソフトバンク株式会社
18 相互接続点	特定事業者と特定事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（特定事業者が別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
19 協定事業者	特定事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
20 契約者回線	(1) 契約者回線および契約者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社又は特定事業者が必要に応じ設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
21 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金および負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
22 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
23 ICCID	SIM カード（組込み SIM カード含む）一枚ごとの固有な識別番号。国際電気通信連合(ITU-T)が E.118 として標準化したもの

第 2 章 通信サービスの種類等

（回線種類）

第 4 条 本規約においては、次の回線種類となります。

KSnet	回線種類	内容
KSnet-MK	LTE サービス	KDDI 株式会社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が KDDI 株式会社又は特定 MNO であるものに限り ます。）との間に電気通信回線を設定して提供する au（LTE）通信サービス（LTE モジュール、LTE データプリペイド、LTE 特定接続サービス又は 00XY 自動接続サービスを 除きます。）
KSnet-MS	4G 通信サービス（S）	ソフトバンク株式会社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人がソフトバンク又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限り ます。）との間に電気通信回線を設定して主としてソフトバンク株式会社が別に定めるアクセスポイントとの間のパケット通信のために提供する通信サービスであって、ソフトバンク株式会社 3G サービス契約約款に規定する特定契約サービス（4G）を同時に使用するもの
	4G 通信サービス（IoT）	ソフトバンク株式会社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人がソフトバンク又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限り ます。）との間に電気通信回線を設定して主としてパケット通信のために提供する通信サービスであって、ソフトバンク株式会社 3G サービス契約約款に規定する特定契約サービス（4G）を同時に使用するもの（ただしソフトバンク株式会社が提供する通信方式、通信区別、3G 通信サービス契約約款に規定する特定契約サービス（4G）はソフトバンク株式会社が指定するものに限り ます）

（本サービスの提供区域）

第 5 条 通信サービスの提供区域は、特定事業者が定める日本国内の提供区域となります。ただしその営業区域内であっても、電波の届きにくいところでは、通信サービスを利用することができない場合があります。

（本サービスの利用期間）

第 6 条 本サービスの最低利用期間については、別紙 1 に定める期間とします。

第 3 章 契約

（契約の成立）

第 7 条 申込者は、本規約に同意のうえ、当社所定の手続きに従って本サービス契約の申込み（以下「利用申込み」といいます。）をするものとし、利用申込みに対し当社が承諾したときに、申込者と当社との間に本サービス契約が成立するものとし ます。

2 法人の本人確認書類として登記事項証明書または印鑑登録証明書、契約担当者の写真付き本人確

認書類、名刺が必要です。

- 3 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用申込みを承諾しないことがあります。
なお、当社は承諾しない理由を開示しません。

- (1) 申込者から提出された利用申込書、もしくは送信された契約申込書式、に不備があるとき。
- (2) 申込者の写真付き個人確認書類提示がなく本人確認ができないとき。
- (3) 申込者が警備会社、ビルメンテナンス会社でないとき。
- (4) 申込者が当社指定の端末機器を利用していないとき。
- (5) 申込者が本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (6) 契約者回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (7) 申込者の代表者、役員若しくは実質的に経営を支配する者又は従業員又は代理若しくは媒介をする者その他の関係者が、反社会的勢力に該当するとき。
- (8) その他当社が不適切と判断したとき。

(契約内容の変更、追加)

第 8 条 契約者は、第 7 条（契約の成立）に基づき利用申込みを行った契約内容の変更を行うとき、又は本サービスに接続する回線を追加若しくは削除するときは、当社所定の手続きに従って申請していただきます。

2 前項の規定にかかわらず、料金表に定める細目は、変更することができません。

3 当社は、本条第 1 項の請求があったときは、第 7 条（契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

(譲渡の禁止)

第 9 条 契約者は、本サービス契約に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供することができないものとします。

(販売の禁止)

第 10 条 契約者は、本サービス契約に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に販売することができないものとします。

(契約者が行う契約の解除)

第 11 条 契約者は、サービス契約を解除しようとするときは、そのことを解約希望日の 7 営業日前までに当社所定の手続きに従って通知するものとします。

(当社が行う契約の解除)

第 12 条 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービス契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) 本規約の各条項の一に違反し、書面により相当期間を定めた催告を行った後、なおその違反が是正されないとき。
- (2) 第 20 条（利用中止）第 1 項第 2 号から第 4 号又は第 21 条（利用停止）の規定により、本サービスの利用中止又は利用停止をされ、なおその事由を解消しないとき。
- (3) 支払不能若しくは支払停止となり、又は自己振出の手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (4) 仮差押え、差押え若しくは仮処分の命令・通知が発送され、競売の申し立てを受け、又は滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議したとき。
- (7) 代表者、役員、従業員その他の関係者が、反社会的勢力に該当することが判明したとき。

(8) その他当社が不適切と判断したとき。

(提供条件の変更等)

第 13 条 当社は、当社又は契約者の責めによらない理由により本サービスの全部又は一部の提供ができなくなったときは、その本サービスに係る提供条件を変更し、又は本サービス契約の解除を行うことがあります。

2 当社は、前項の規定により、現に提供中の本サービスについて、その提供条件の変更又はその本サービス契約の解除をするときは、あらかじめ、そのことをその契約者にお知らせします。ただし、その契約者が現に提供を受けている本サービスについて、その同一条件での提供に影響を与えない限度において、オプションサービス等の付随的な提供条件を変更する場合を除きます。

3 当社は、本条第 1 項に定める提供条件の変更又は本サービス契約の解除をするときは、やむを得ない場合を除きその変更日又は解除日の 3 ヶ月前までに、そのことをその契約者にお知らせするものとします。

(その他の提供条件)

第 14 条 本サービス契約に係るその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第 4 章 SIM カードの貸与など

(SIM カードの貸与)

第 15 条 当社は、本サービスの契約において、SIM カードの貸与を行います。この場合において提供する SIM カードの数は、1 契約につき 1 とします。

(組込み SIM カードの取扱)

第 16 条 当社は、本サービスの契約において、組込み SIM カードでの契約時には、組込み SIM カードの識別番号を通知してもらい、契約を実施します。この場合において 1 つの組込み SIM カードにおいて 1 契約となります。

(契約者識別番号およびその他の情報の登録など)

第 17 条 当社は、本サービスの契約において、SIM カードもしくは組込み SIM カードに契約者識別番号その他の情報の登録などを行います。

(1) SIM カードの貸与のとき。

(2) 組込み SIM カードの登録の請求があったとき。

(3) 契約者より契約者識別番号の変更の請求があったとき。

(SIM カードおよび組込み SIM カードの情報消去および返還)

第 18 条 当社は、本サービスの解除があった場合、SIM カード、組込み SIM カードに登録されていた情報を消去いたします。

(SIM カード管理責任)

第 19 条 本サービスにて提供します SIM カードについては管理者の注意を持って管理していただきます。

2 SIM カードを紛失した場合、毀損した場合は、速やかに当社に届け出てください。

3 当社は、SIM カードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害については、責任を負わない物とします。

第 5 章 利用中止等

(利用中止)

第 20 条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定事業者の保守上又は工事上やむを得ないといとき。
 - (2) 契約者が本サービスの利用において、第 35 条（契約者の維持責任）の規定に違反する行為をするおそれがあるとき。
 - (3) 契約者が、当社又は特定事業者の設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - (4) 契約者が本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止した場合であって、その事由が解消されたときは、利用の中止を解除します。
- 3 当社は、第 1 項の規定により本サービスの利用中止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではないものとします。
- 4 第 1 項の規定により本サービスの利用が中止された場合であっても、契約者は、第 33 条（料金の支払い）の定めに従い、その期間中の料金等の支払いを要します。

(利用停止)

第 21 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 ヶ月以内で当社の定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金等その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 契約者が本サービスの利用において、第 35 条（契約者の維持責任）の規定に違反する行為をしたとき。
 - (3) 契約者が、クラウド設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - (4) その他、本規約に反する行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではないものとします。
- 3 第 1 項の規定により本サービスの利用が停止された場合であっても、契約者は、第 29 条（事務手数料の支払義務）、第 30 条（月額費用の支払義務）、第 31 条（ユニバーサルサービス料の支払義務）、第 32 条（途中解約時違約金の支払義務）及び第 33 条（料金の支払い）の定めに従い、その期間中の料金等の支払いを要します。

(利用休止)

第 22 条 契約者は、本サービスの利用を一時的に休止することはできないものとします。

第 6 章 通信

(通信)

第 23 条 本サービスにおいては、KSnet-MK については KDDI 株式会社の au (LTE) 通信サービス契約約款、KSnet-MS についてはソフトバンク 4G 通信サービス契約約款に準ずるものとします。

(電波伝搬条件による通信場所の制約)

第 24 条 通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上など電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続に伴う通信)

第 25 条 相互接続点との間の通信は、相互接続協定などに基づき当社又は特定事業者が定めた通信に限り行うことができます。

(通信の制限)

第 26 条 当社又は特定事業者は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続できなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

- (1) 次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社又は特定事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- (2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

- 2 本サービスの通信利用の制限については、KSnet-MK については KDDI 株式会社の au (LTE) 通信サービス契約約款、KSnet-MS についてはソフトバンク 4G 通信サービス契約約款に準ずるものとしします。

(通信の利用を制限する措置)

第 27 条 前条の規定による場合のほか、当社又は特定事業者は、本サービスの契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しく輻輳する場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) 契約者回線を特定事業者が別に定める一定時間以上継続して保留し特定事業者の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社又

は特定事業者が認めた場合にその通信を切断すること。

- (3) 特定事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が特定事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社の KSnet 回線サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の利用を制限又は中止すること。

第7章 料金

(料金等)

第 28 条 当社が提供する本サービスに係る料金は、別紙 1 に定める種類があります。

(事務手数料の支払義務)

第 29 条 契約者は、利用申込みを行い、当社の承諾を受けたときは、別紙 1 に定める事務手数料の支払いを要します。

(月額費用の支払義務)

第 30 条 本サービスの契約者は、その契約者と契約者回線などとの間のパケット通信（その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。）について別記の規定により測定した情報量と別紙 1 に定める月額料金額の支払いを要します。

- 2 KSnet 回線サービスの契約者は、パケット通信料について、当社の機器（特定事業者又は協定事業者の機器を含みます。）の故障などにより正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績などを勘案して当社が別記に規定する方法により算出した料金額の支払いを要します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 31 条 本サービスの契約者は、料金表（ユニバーサルサービス料）に規定する料金（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。）の支払いを要します。

- 2 当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、契約者回線の提供の開始があったときは当該月分その料金を請求するものとし、契約の解除があったときは当該月分その料金は請求しません。

(途中解約時違約金の支払義務)

第 32 条 契約者は、最低利用期間に満たない時点で解約する場合は、別紙 1 に定める途中解約時違約金の支払いを要します。

(料金の支払い)

第 33 条 当社は、各暦月に生じた別紙 1 に規定する料金について、翌月末日までに契約者に請求するものとし、契約者は、請求を受領した日の属する月の翌月の 12 日に指定口座から預金口座振替の方法で料金を当社の指定した代金回収業者に支払をするものとし、なお、支払日が金融機関休業日にあたる場合は、その翌営業日を支払日とします。

第8章 遅延損害金

(遅延損害金)

第 34 条 契約者は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、遅延損害金として、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 9 章 保守

(契約者の維持責任)

第 35 条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。
2 前項規定のほか、契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 36 条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他特定事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。
3 当社は、前項の試験により特定事業者が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社又は特定事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備、又は自営電気通信設備にあったときは、契約者等にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第 37 条 当社は、特定事業者の提供した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、合理的な範囲で速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。
2 前項の場合において、当社又は特定事業者は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 26 条（通信の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位および第 2 順位の電気通信設備は、同条第 1 号の規定により当社又は特定事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	機関名
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に提供されるもの

2	水道の供給に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 新聞社等の機関に提供されるもの 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に提供されるもの（第1順位となるものを除きます）
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

（修理又は復旧の場合の措置）

第38条 当社は、特定事業者は、特定事業者の電気通信設備を修理又は復旧するときに、その電話番号を変更することがあります。

第10章 損害賠償

（責任の制限）

第39条 当社は、本サービスの提供にあたり、契約者又はその他の第三者において生じた損害について、一切責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

（損害賠償請求）

第40条 契約者は、本サービスが全く利用できない状態（本サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社および特定事業者が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当社に対しその損害の賠償を請求することができます。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社および特定事業者が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る利用料金の合計額を発生した損害とし、その額に限って賠償します。
- 3 その他、本サービスの損害賠償請求については、KSnet-MK 回線サービスについてはKDDI株式会社のau（LTE）通信サービス契約約款、KSnet-MS 回線サービスについてはソフトバンク4G通信サービス契約約款に準ずるものとします。

（免責）

第41条 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって契約者又はその他の第三者に関する自動車等（自動車、列車、船舶その他の交通機関をいいます。）、土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがアンテナ撤去時の塗装剥離等工事に伴い通常生じるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社に故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 3 天災地変、騒乱、暴動、労働争議その他当社の責めに帰すべからざる事由による本サービス契約の不履行又は遅滞について、当社は、契約者又はその他の第三者に対してその責任を負いません。
- 4 契約者は、航空機、救命・医療行為、その他の本質的に危険な行為（以下、あわせて「本質的な

危険行為」といいます。)のために本サービスを利用しないものとします。なお、本質的な危険行為による本サービスの利用に起因して生じた損害について、当社は、契約者又はその他の第三者に対してその責任を負いません。

- 5 当社は、本規約等の変更により、契約者に係る設備の改造又は変更等を要することとなった場合であっても、その改造又は変更等に要する費用については負担しません。

第 11 章 雑則

(承諾の限界)

第 42 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき、もしくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この規約において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る本サービス契約者の義務)

第 43 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）又は、自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要がある時又は端末設備もしくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 端末設備若しくは自営電気通信設備、SIM カード、組込み SIM カードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。
- (4) SIM カードを善良な管理者の注意を持って管理すること。
- (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、本サービスを利用しないこと。
- (6) 当社は、契約者の行為が別記 14 に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前号の義務に違反したものとみなします。
- (7) 契約者は、本条第 1 号の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負うものとします。

(個人情報の取り扱い)

第 44 条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金等の適用又は料金等その他の債務の請求その他の本規約の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用するものとします。当社は「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」に準じた個人情報管理を行います。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

- (注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。当社は、契約者の個人情報を、当社のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱うものとします。

(法令に規定する事項)

第 45 条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(知的財産権の帰属)

第 46 条 本サービスに係る産業財産権、著作権その他の知的財産権は、当社又は当社が別途指定する第三者に帰属するものとします。

(終了後の効果)

第 47 条 第 9 条 (譲渡の禁止)、第 10 条 (販売の禁止)、第 34 条 (遅延損害金)、第 40 条 (損害賠償請求) ないし第 41 条 (免責) 及び第 46 条 (知的財産権の帰属) ないし第 49 条 (合意管轄裁判所) は、本サービス契約終了後もなお有効とします。

(準拠法)

第 48 条 本サービスに関する準拠法は日本国法とします。

(合意管轄裁判所)

第 49 条 本規約及び本サービス契約に関する一切の訴訟については、日本国の東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議解決)

第 50 条 当社及び契約者は、本規約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、誠意をもって協議を行い、解決を図るものとします。

附則

本規約は、2023年12月1日から実施します。

別記

1 本サービスの提供区域

本サービスは、特定事業者が定める日本国内の提供区域となります。ただしその営業区域内であっても、電波の届きにくいところでは、通信サービスを利用することができない場合があります。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を継承した物が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を継承した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その法人名称、代表者、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただきます。
- (3) 契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの規約に規定する通知は、当社に届出を受けている法人名称、代表者、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 端末設備に異常がある場合などの検査

- (1) 当社又は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。
この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下、「事業法施行規則」といいます。）第35条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 契約者は、(1)の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。
- (3) 前項に限らず端末設備に改修が必要な場合その改修に本サービスを利用したときの課金対象パケットの通信料は契約者の負担となります。

5 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記4の規定に準じて取り扱います。

6 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準等
端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）

7 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記 5 において同じとします。）について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、特定事業者が、総務大臣から瞬時に電波発射の停止を命じられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう修理などを行っていただきます。
- (2) 当社は、(1) の修理などが完了したときは、電波法の規定に基づく検査などを受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 契約者は、(2) の検査などの結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

8 端末設備の電波法に基づく検査

別記 5 に規定する検査のほか、端末設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記 7 の(2)および(3)の規定に準ずるものとしします。

9 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記 5 の規定に準ずるものとしします。

10 課金対象パケットの情報量の測定など

課金対象パケットの情報量は、特定事業者の機器により測定します。この場合において、回線の故障など発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象パケットが通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのパケットについては、情報量の測定から除きます。

11 当社又は特定事業者の機器の故障などにより通信料を正しく算定できなかった場合の取扱い

- (1) 当社の機器の故障などにより通信料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ 過去 1 年間の実績を把握することができる場合	機器の故障などにより正しく通信料が算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日）を含む料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

- (2) (1) の場合において特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌するものとしします。

12 端末設備の接続

契約者回線に接続する端末設備は当社指定または当社が別に認める端末設備のみとしします。

13 自営電気通信設備の接続

当社は、本サービス契約者がその契約者回線に、またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備を接続するときは、次の場合を除き承諾します。

- ア その接続が別記4の技術基準に適合しないとき
- イ その接続が事業法施工規則第31条で定める場合に該当するとき

14 契約者の禁止行為

- (1) 本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡又は販売する行為。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (3) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (5) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (6) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (8) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (9) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を使用、送信又は第三者が受信可能な状態におく行為
- (11) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (12) 自己以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
- (13) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (14) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (15) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (16) その他法令又はこの規約等に違反する行為
- (17) その他本サービスの運用を妨げると特定事業者が判断する行為。
- (18) (1) から (17) までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

当社は、ユーザの行為が上記のいずれかに該当した場合、又はそのおそれがあると判断した場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、又は上記に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。